

○四国中央市旅客自動車条例

平成16年4月1日

条例第108号

改正 平成18年12月26日条例第49号

(題名改称)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 運営審議会(第4条—第9条)
- 第3章 業務(第10条—第16条)
- 第4章 運賃(第17条—第19条)
- 第5章 補則(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の交通の利便性を図るため、四国中央市旅客自動車その他附帯する施設(以下「市福祉バス」という。)を設置し、市民生活の安定並びに市民福祉の増進に資することを目的とする。

(平18条例49・全改)

(定義)

第2条 この条例において「旅客自動車」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号の規定により国土交通大臣の許可を受けて運送の用に供する自家用自動車をいう。

(平18条例49・全改)

(業務区域及び業務)

第3条 市福祉バスの業務区域は市内とし、その業務内容は有償による運送及びその附帯する施設の維持管理とする。

(平18条例49・一部改正)

第2章 運営審議会

(設置)

第4条 市福祉バスの業務の適正及び円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として四国中央市福祉バス運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、市福祉バスの業務運営に関し調査し、及び審議する。

(組織)

第6条 審議会は、委員8人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平18条例49・一部改正)

(任期)

第7条 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(平18条例49・一部改正)

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平18条例49・一部改正)

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平18条例49・一部改正)

第3章 業務

(運行路線及び区間)

第10条 市福祉バスの運行路線及びその区間は、次のとおりとする。

路線名	起点	主たる経由地	終点
日浦線	四国中央市新宮町新宮 428番地先	堀切トンネル口 市仲	四国中央市新宮町馬立 1474番地先

新瀬川線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	堂成 自然の家前	四国中央市新宮町新瀬川 乙750番地先
上山上部線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	嵯峨野 西横野 行近	四国中央市新宮町上山 6407番地先
上山下部線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	塩塚口 広瀬 清水橋	四国中央市新宮町上山 6139番地先
大谷線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	竹の峯 黒田 西ケ市分 岐	四国中央市新宮町馬立 3225番地先
杉谷線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	吉の瀬橋 上中村 内野	四国中央市新宮町上山 8219番地先
田之内線	四国中央市新宮町新宮 50番地先	寺尾 内野	四国中央市新宮町上山 1750番地先

(停留所の位置)

第11条 市福祉バスの停留所は、市長が別に定める。

(運行路線等の設置改廃)

第12条 市福祉バスの運行路線及び停留所の設置改廃は、市長が別に定める。

(平18条例49・一部改正)

(運行時刻等)

第13条 市福祉バスの運行時刻並びに回数の設定及び改正は、審議会の意見を聴いて市長が別に定める。

(平18条例49・一部改正)

(遵守事項)

第14条 乗客は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 手回り品以外の荷物を持ち込まないこと。
- (2) 運転手その他の乗務員の指示に従うこと。
- (3) 市福祉バスを故意に損傷しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(平18条例49・全改)

(乗車の制限)

第15条 市長は、乗客が乗車前又は乗車後において次に該当するときは、乗車を拒み、又は下車させることができる。

- (1) 道路運送法に違反したとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(平18条例49・全改)

(運送約款)

第16条 市長は、市福祉バスによる有償運送に関する事項を運送約款で定め、これを示さなければならない。

(平18条例49・旧第18条繰上)

第4章 運賃

(平18条例49・改称)

(運賃)

第17条 市福祉バスの運賃は、別表のとおりとする。

(平18条例49・旧第19条繰上・一部改正)

(運賃の公表)

第18条 運賃は、市福祉バス、停留所及び広報紙等に公表する。

(平18条例49・旧第20条繰上・一部改正)

(運賃の支払)

第19条 乗客は、下車する際に第17条に規定する運賃を支払わなければならない。

- 2 回数乗車券及び定期乗車券は、払戻しをしない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- 3 市長は、定期乗車券を不正に使用したときは、当該定期乗車券を無効とし、普通旅客運賃を徴収することができる。

(平18条例49・全改)

第5章 補則

(損害賠償)

第20条 市は、乗客の責めによる場合及び市に過失がない場合を除き、乗客が運送によって被った損害賠償の責めを負うものとする。

(平18条例49・旧第23条繰上・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平18条例49・旧第24条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(定期旅客運賃に関する特例)

2 高校生の定期旅客運賃は、施行日から当分の間、半額免除とする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の村有旅客自動車施設の設置及び管理運営等に関する条例(平成元年新宮村条例第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月26日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第17条関係)

(平18条例49・全改)

市福祉バス運賃表

運賃の種類	運賃
普通旅客運賃	大人 1回につき300円
	小人 1回につき150円
定期旅客運賃	大人 1月につき6,000円
	小人 1月につき3,000円
回数旅客運賃	大人 11枚綴り3,000円
	小人 11枚綴り1,500円

備考

1 大人及び小人の区分は、次のとおりとする。

大人 中学生以上の者

小人 小学生以下の者

2 親子関係又はこれに類する関係にある者(以下「親等」という。)と同乗する小人のうち6歳未満の者は、親等1人につき当該小人1人を無料とする。